

○国土交通省令第二十号

道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)の施行に伴い、並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条第一項(同法第九十九条において準用する場合を含む)、第四十四条、第七十五条の三第一項及び第七十六条並びに道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号)第二条第二項の規定に基づき、並びに道路運送車両法第四十一条第二項の規定を実施するため、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(破壊試験)

第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十一条第二項、第十五条第二項、第十七条第三項、第十七条の二第六項及び第十八条第二項から第七項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合には、この限りでない。

(電気装置)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く)の電気装置は、サイバーセキユリティ(サイバーセキユリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキユリティをいう)を確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く)の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に変更できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

5・6 (略)

(内圧容器及びその附属装置)

第四十七条の二 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

(自動運行装置)

第四十八条 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く)には、自動運行装置を備えることができる。

(破壊試験)

第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十一条第二項、第十五条第二項、第十七条第三項、第十七条の二第四項及び第十八条第二項から第七項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合には、この限りでない。

(電気装置)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 (新設)

(新設)

3・4 (略)

(内圧容器及びその附属装置)

第四十八条 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

(新設)

第四十八条 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く)には、自動運行装置を備えることができる。

(新設)

第四十八条 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く)には、自動運行装置を備えることができる。

- 2 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。
- 3 法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受ける自動運行装置は、当該装置を備える自動車を前項の基準に適合させるものでなければならぬ。
(基準の緩和)

- 2 (略)
- 第六十七条 第五十五条の規定は、原動機付自転車(専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る)の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものに限る)について準用する。

第二條 (道路運送車両法施行規則の一部改正)
 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

- 第一章 第三章 (略)
- 第四章 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻(第二十六条の七―第三十一条の二)
- 第五章 第八章 (略)

附則

第四章の二 条件の付与

第三十一条の二の二 法第四十一条第二項の条件(以下この条において単に「条件」という)の付与を受けようとする者(以下「申請者」という)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)以下「施行令」という)第十五条第一項第一号の規定により地方運輸局長に国土交通大臣の権限が委任されている場合にあつては、当該地方運輸局長。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式
 - 三 自動運行装置が使用される場所、気象及び交通の状況その他の状況
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項の条件の付与の申請に係る装置が第四項の基準に適合することを証する書類
 - 二 自動運行装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲

3 国土交通大臣は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、条件の付与に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は、第一項の条件の付与の申請に係る装置が、第一項第三号に掲げる状況で使用されるものと仮定した場合において、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第四十八条に定める基準に適合すると認めるときは、条件を付するものとする。

5 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四項の規定による条件の付与を取り消すことができる。

- 一 当該条件の付与の取消しを求める申請があつたとき。
- 二 不正の手段により付与を受けたとき。

目次

- 第一章 第三章 (略)
- 第四章 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻(第二十六条の七―第三十一条の二)
- 第五章 第八章 (略)

附則

(新設) 第四章の二 条件の付与

(新設) 第三十一条の二の二 法第四十一条第二項の条件(以下この条において単に「条件」という)の付与を受けようとする者(以下「申請者」という)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)以下「施行令」という)第十五条第一項第一号の規定により地方運輸局長に国土交通大臣の権限が委任されている場合にあつては、当該地方運輸局長。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式
 - 三 自動運行装置が使用される場所、気象及び交通の状況その他の状況
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項の条件の付与の申請に係る装置が第四項の基準に適合することを証する書類
 - 二 自動運行装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲

3 国土交通大臣は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、条件の付与に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は、第一項の条件の付与の申請に係る装置が、第一項第三号に掲げる状況で使用されるものと仮定した場合において、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第四十八条に定める基準に適合すると認めるときは、条件を付するものとする。

5 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四項の規定による条件の付与を取り消すことができる。

- 一 当該条件の付与の取消しを求める申請があつたとき。
- 二 不正の手段により付与を受けたとき。

<p>(自動車検査証の返納後の所有者の変更に係る記録の申請)</p> <p>第四十条の十一 施行令第八条第六項において準用する令第四十八条第一項の国土交通省令で定める書面(新所有者が国又は地方公共団体であるときは、第二号に掲げる書面を除く。)は、次に掲げる書面とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(自動車検査証の返納後の所有者の変更に係る記録の申請)</p> <p>第四十条の十一 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。)第八条第六項において準用する令第四十八条第一項の国土交通省令で定める書面(新所有者が国又は地方公共団体であるときは、第二号に掲げる書面を除く。)は、次に掲げる書面とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
---	---

<p>(自動車型式指定規則の一部改正)</p> <p>第三条 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>(自動車型式指定規則の一部改正)</p> <p>第三条 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
--	--

<p>改正後</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなければならない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>五 法第四十一条第一項各号に掲げる装置の検査の業務組織及び実施要領を記載した書面</p> <p>六・九 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>第三条の三 法第七十五条第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 第三条第一項の規定により機構に提示された自動車又は前条第一項の申請に係る自動車の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条第一項各号に掲げる装置ごとに保安基準に適合すること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなければならない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>五 法第四十一条各号に掲げる装置の検査の業務組織及び実施要領を記載した書面</p> <p>六・九 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>第三条の三 法第七十五条第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 第三条第一項の規定により機構に提示された自動車又は前条第一項の申請に係る自動車の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条各号に掲げる装置ごとに保安基準に適合すること。</p> <p>二・三 (略)</p>
--	--

<p>(自動車事故報告規則の一部改正)</p> <p>第四条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>(自動車事故報告規則の一部改正)</p> <p>第四条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
--	--

<p>改正後</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一・十 (略)</p> <p>十一 自動車の装置(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなつたもの</p> <p>十二・十五 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一・十 (略)</p> <p>十一 自動車の装置(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条各号に掲げる装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなつたもの</p> <p>十二・十五 (略)</p>
--	---

<p>(装置型式指定規則の一部改正)</p> <p>第五条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄にこれに対応するものとして移動し、改正後欄に掲げる対象規定を改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>
--

改正後

(特定装置の種類)

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一 法第四十一条第一号の原動機のうち自動車駆動用出力装置

二 法第四十一条第二号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものとして設計されたものに限る。)

三 法第四十一条第三号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて乗車定員が十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))及び車両総重量が三・五トンを超える被牽引自動車に備えるものとして設計されたものに限る。)

三の二 法第四十一条第二号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて乗車定員が十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))及び車両総重量が三・五トンを超える被牽引自動車に備えるものとして設計されたものに限る。)

三の三 法第四十一条第二号の走行装置のうち応急用予備走行装置(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。)

三の四 法第四十一条第二号の走行装置のうちタイヤ空気圧監視装置(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。)

三の五 法第四十一条第三号の操縦装置のうち操作装置(二輪自動車に備えるものに限る。)

三の六 法第四十一条第三号の操縦装置のうち操作装置(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。)

三の七 法第四十一条第三号の操縦装置のうちかじ取装置(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。)

三の八 法第四十一条第三号の操縦装置のうちかじ取装置のフルラップ前面衝突時(自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。))の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものを除く。)

三の九 法第四十一条第三号の操縦装置のうちかじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び同項第六号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものに限る。)

改正前

(特定装置の種類)

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一 法第四十一条第一号の原動機のうち自動車駆動用出力装置

二 法第四十一条第二号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものとして設計されたものに限る。)

三 法第四十一条第三号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて乗車定員が十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))及び車両総重量が三・五トンを超える被牽引自動車に備えるものとして設計されたものに限る。)

三の二 法第四十一条第二号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて乗車定員が十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))及び車両総重量が三・五トンを超える被牽引自動車に備えるものとして設計されたものに限る。)

三の三 法第四十一条第二号の走行装置のうち応急用予備走行装置(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。)

三の四 法第四十一条第二号の走行装置のうちタイヤ空気圧監視装置(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。)

三の五 法第四十一条第三号の操縦装置のうち操作装置(二輪自動車に備えるものに限る。)

三の六 法第四十一条第三号の操縦装置のうち操作装置(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。)

三の七 法第四十一条第三号の操縦装置のうちかじ取装置(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。)

三の八 法第四十一条第三号の操縦装置のうちかじ取装置のフルラップ前面衝突時(自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。))の乗員保護装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものを除く。)

三の九 法第四十一条第三号の操縦装置のうちかじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び同項第六号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置(電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるものに限る。)

- 五の七 法第四十一条第四号の制動装置のうちブレーキアシストシステム（緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置をいう。以下同じ。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 五の八 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）以外の自動車に備えるものに限る。）
- 五の九 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク及び燃料タンク取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス燃料自動車、液化天然ガス燃料自動車及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）
- 五の十 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
- 五の十一 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク取付装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
- 五の十二 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク取付装置（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
- 五の十三 法第四十一条第六号の燃料装置のうち衝突時の車両火災防止装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）
- 五の十四 法第四十一条第六号の電気装置のうち電波障害防止装置（大型特殊自動車に備えるものを除く。）
- 五の十五 法第四十一条第六号の電気装置のうちサイバーセキュリティシステム（自動車のサイバーセキュリティを確保するための装置をいう。）
- 五の十六 法第四十一条第六号の電気装置のうちプログラム等改変システム（自動車の電気装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変するための装置をいう。）
- 五の十七 法第四十一条第六号の電気装置のうち原動機用蓄電池（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
- 五の十八 法第四十一条第六号の電気装置のうち感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

- 五の七 法第四十一条第四号の制動装置のうちブレーキアシストシステム（緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置をいう。以下同じ。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
 - 五の八 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）以外の自動車に備えるものに限る。）
 - 五の九 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク及び燃料タンク取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス燃料自動車、液化天然ガス燃料自動車及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）
 - 五の十 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
 - 五の十一 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク取付装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
 - 五の十二 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク取付装置（圧縮水素燃料自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
 - 五の十三 法第四十一条第六号の燃料装置のうち衝突時の車両火災防止装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）
 - 五の十四 法第四十一条第六号の電気装置のうち電波障害防止装置（大型特殊自動車に備えるものを除く。）
- (新設)
- 五の十五 法第四十一条第六号の電気装置のうち原動機用蓄電池（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）
 - 五の十六 法第四十一条第六号の電気装置のうち感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

八 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち外装の手荷物積載用部品（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

九 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち外装のアンテナ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

十 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち突入防止装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

十一 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

十二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち乗降口の扉の開放防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

十三 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置

十四 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

十五 法第四十一条第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置取付具

十六 法第四十一条第九号の乗車装置のうち乗降口の扉の開放防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

十七 法第四十一条第十号の窓ガラス

八 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち外装の手荷物積載用部品（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

九 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち外装のアンテナ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

十 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち突入防止装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

十一 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

十二 法第四十一条第九号の乗車装置のうち乗降口の扉の開放防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

十三 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置

十四 法第四十一条第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

十五 法第四十一条第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置取付具

十六 法第四十一条第九号の乗車装置のうち乗降口の扉の開放防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

十七 法第四十一条第十号の窓ガラス

十七 法第四十一条第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。）

十七の二 法第四十一条第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものに限る。）

十八 法第四十一条第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置

十九 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯を除く。）

十九の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯に限る。）

二十 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器

二十一 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置

二十二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前部霧灯

二十二の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち側方照射灯

二十三 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち車幅灯

二十四 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち尾灯

二十五 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち制動灯

二十六 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち補助制動灯

二十七 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前部上側端灯

二十八 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後部上側端灯

二十八の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち昼間走行灯

二十九 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち側方灯

二十九の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち番号灯

三十 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後部霧灯

三十一 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち駐車灯

三十二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後退灯

三十二の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち低速走行時側方照射灯

三十三 法第四十一条第十三号の反射器のうち前部反射器

三十四 法第四十一条第十三号の反射器のうち側方反射器

三十五 法第四十一条第十三号の反射器のうち後部反射器

三十六 法第四十一条第十三号の反射器のうち大型後部反射器

三十六の二 法第四十一条第十三号の反射器のうち再帰反射材

三十七 法第四十一条第十四号の警報装置のうち警告音発生装置

三十八 法第四十一条第十四号の警報装置のうち警告反射板

三十九 法第四十一条第十四号の警報装置のうち停止表示器材

四十 法第四十一条第十四号の警報装置のうち停止表示器材

四十の二 法第四十一条第十四号の警報装置のうち自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置（以下「盗難発生警報装置」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量二トン以下のものに備えるものに限る。）

十七 法第四十一条第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。）

十七の二 法第四十一条第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものに限る。）

十八 法第四十一条第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置

十九 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯を除く。）

十九の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯に限る。）

二十 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器

二十一 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置

二十二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前部霧灯

二十二の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち側方照射灯

二十三 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち車幅灯

二十四 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち尾灯

二十五 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち制動灯

二十六 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち補助制動灯

二十七 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前部上側端灯

二十八 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後部上側端灯

二十八の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち昼間走行灯

二十九 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち側方灯

二十九の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち番号灯

三十 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後部霧灯

三十一 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち駐車灯

三十二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後退灯

三十二の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち低速走行時側方照射灯

三十三 法第四十一条第十三号の反射器のうち前部反射器

三十四 法第四十一条第十三号の反射器のうち側方反射器

三十五 法第四十一条第十三号の反射器のうち後部反射器

三十六 法第四十一条第十三号の反射器のうち大型後部反射器

三十六の二 法第四十一条第十三号の反射器のうち再帰反射材

三十七 法第四十一条第十四号の警報装置のうち警告音発生装置

三十八 法第四十一条第十四号の警報装置のうち警告反射板

三十九 法第四十一条第十四号の警報装置のうち停止表示器材

四十 法第四十一条第十四号の警報装置のうち停止表示器材

四十の二 法第四十一条第十四号の警報装置のうち自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置（以下「盗難発生警報装置」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量二トン以下のものに備えるものに限る。）

四十の三 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車線逸脱警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

四十の四 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車両接近通報装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

四十の五 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち事故自動緊急通報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものであつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

四十の六 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち側方衝突警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

四十一 法第四十一条第一項第十五号の指示装置のうち方向指示器（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員十一人以上の自動車及びその形状が乗車定員十一人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面の中央部に備えるものを除く。）

四十一の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置及び同項第十五号の指示装置の光源

四十一の三 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置及び反射器並びに同項第十五号の指示装置の取付装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

四十二 法第四十一条第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡及び後方等確認装置（以下「後写鏡等」という。）（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

四十三 法第四十一条第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡等及び後写鏡等取付装置（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

四十四 法第四十一条第十七号の計器のうち速度計及び走行距離計

四十五 法第四十一条第二十号の自動運行装置

四十六 法第四十一条第二十一号の特に必要な自動車の装置のうち道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。）第六条で定める運行記録計

四十七 法第四十一条第二十一号の特に必要な自動車の装置のうち施行令第六条で定める速度表示装置

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部

四十の三 法第四十一条第十四号の警報装置のうち車線逸脱警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

四十の四 法第四十一条第十四号の警報装置のうち車両接近通報装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

四十の五 法第四十一条第十四号の警報装置のうち事故自動緊急通報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものであつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

四十の六 法第四十一条第十四号の警報装置のうち側方衝突警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

四十一 法第四十一条第十五号の指示装置のうち方向指示器（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員十一人以上の自動車及びその形状が乗車定員十一人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面の中央部に備えるものを除く。）

四十一の二 法第四十一条第十三号の灯火装置及び同項第十五号の指示装置の光源

四十一の三 法第四十一条第十三号の灯火装置及び反射器並びに同項第十五号の指示装置の取付装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

四十二 法第四十一条第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡及び後方等確認装置（以下「後写鏡等」という。）（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

四十三 法第四十一条第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡等及び後写鏡等取付装置（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

四十四 法第四十一条第十七号の計器のうち速度計及び走行距離計

四十五 法第四十一条第二十号の特に必要な自動車の装置のうち道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。）第六条で定める運行記録計

四十六 法第四十一条第二十号の特に必要な自動車の装置のうち施行令第六条で定める速度表示装置

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部

品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類	規 則 番 号
一〇五の十四 (略)	(略)
五の十五 第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	(略)
五の十六 第二条第五号の十八の感電防止装置	(略)
五の十七 第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十八 第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十九 第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の二十 第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
六〇三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	(略)
第二条第五号の十八の感電防止装置	(略)
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類	規 則 番 号
一〇五の十四 (略)	(略)
五の十五 第二条第五号の十五の原動機用蓄電池	(略)
五の十六 第二条第五号の十六の感電防止装置	(略)
五の十七 第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十八 第二条第五号の十八のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十九 第二条第五号の十九のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の二十 第二条第五号の二十のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
六〇三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第五号の十五の原動機用蓄電池	(略)
第二条第五号の十六の感電防止装置	(略)
第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
第二条第五号の十八のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
第二条第五号の十九のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
第二条第五号の二十のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(共通構造部型式指定規則の一部改正)
 第六条 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第五条 法第七十五条の二第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。
 一 第三条第一項の規定により機構に提示された特定共通構造部又は前条第一項の申請に係る特定共通構造部の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条各号に掲げる装置ごとに保安基準(申請に係る特定共通構造部が対象となる部分に限る。)に適合すること。
 二・三 (略)

改正前

第五条 法第七十五条の二第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。
 一 第三条第一項の規定により機構に提示された特定共通構造部又は前条第一項の申請に係る特定共通構造部の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条各号に掲げる装置ごとに保安基準(申請に係る特定共通構造部が対象となる部分に限る。)に適合すること。
 二・三 (略)

(道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)
 第七条 道路運送車両法関係手数料規則(平成二十八年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分として移動する。
 掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一〇三三七 (略)	(略)
三三八 保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	四十七万七千円
三三八の二 保安基準第十七条の二第三項に定める基準に係る試験	十八万七千円
三三八の三 保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験	十八万七千円
三十九 保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十 保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十一 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時及び後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十四 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじり装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十五 保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験(前五号に掲げる試験を除く。)	(略)

改正前

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一〇三三七 (略)	(略)
三三八 保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	四十七万七千円
三十九 保安基準第十七条の二第三項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十 保安基準第十七条の二第三項及び第四項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十一 保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時及び後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十二 保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十三 保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十四 保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、衝突時のかじり装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)
四十五 保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験(前五号に掲げる試験を除く。)	(略)

別表第二

四十六、百二十九 (略)	(略)
百三十 保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千元
百三十の二 保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	百四十万八千元
百三十一・百三十二 (略)	(略)
備考 (略)	(略)

特定装置審査試験項目

一、十七の八 (略)	特定装置審査試験項目別費用額	(略)
十八 保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	四十七万七千元	(略)
十八の二 保安基準第十七条の二第三項に定める基準に係る試験	十八万七千元	(略)
十八の三 保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験	十八万七千元	(略)
十九 保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十 保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十の二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラック プ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十一 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット 前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との 側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のか じ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十四、九十 (略)	(略)	(略)
九十一 保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千元	(略)
九十一の二 保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	百四十万八千元	(略)
九十二・九十三 (略)	(略)	(略)
備考 (略)	(略)	(略)

別表第二

四十六、百二十九 (略)	(略)
百三十 保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千元
百三十一・百三十二 (略)	(略)
備考 (略)	(略)

特定装置審査試験項目

一、十七の八 (略)	特定装置審査試験項目別費用額	(略)
十八 保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	四十七万七千元	(略)
十九 保安基準第十七条の二第三項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十 保安基準第十七条の二第三項及び第四項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十の二 保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、フルラック プ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十一 保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、オフセット 前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十二 保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、自動車との 側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十三 保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、衝突時のか じ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	(略)	(略)
二十四、九十 (略)	(略)	(略)
九十一 保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千元	(略)
九十二・九十三 (略)	(略)	(略)
備考 (略)	(略)	(略)

附 則
この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。